

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（平成31年1月受付分）

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

○及川 武様（花月町） 15,000円（210～212回目）

<故人が生前お世話になったため>

○中村 憲二様（留辺蘂町）	30,000円	○野口 芳子様（留辺蘂町）	30,000円
○福浦 康子様（留辺蘂町）	10,000円	○稲村 元子様（留辺蘂町）	30,000円
○長尾 正典様（留辺蘂町）	50,000円	○伊藤 満智子様（端野町）	30,000円
○福原 誠一様（端野町）	30,000円	○志賀 新一様（端野町）	100,000円
○佐藤 寿彦様（端野町）	20,000円	○柴田 保様（帯広市）	30,000円

<福祉推進のために（常呂地域のために）>

○太田電気株様（常呂町） 500,000円